

提出された意見等の概要とこれに対する県の考え方

意見募集期間：平成29年12月13日（水）～平成30年1月12日（金）

意見提出の主体数：4団体、3個人

意見数：15件

	項目等	意見等の概要	県の考え方
1	改正全般	今回の青少年インターネット環境整備法、奈良県青少年健全育成条例の改正により、青少年及び保護者のインターネット利用における意識の向上につながり、より安心・安全なインターネットの利活用が進むことを期待している。	ご意見のとおり、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、フィルタリングサービスの一層の普及を図るため、法改正にあわせて、条例改正を行うものです。今後も、インターネット利用による青少年に関する諸問題に対応するため、啓発活動等の施策を実施してまいります。
2		インターネット利用による青少年に関する諸問題が憂慮される中、本条例改正案を評価し、強く支持する。	
3		法改正に伴う条例の所要の規定の整備については、関係事業者にとって過度な負担、顧客の負荷増加につながるものがないよう、配慮いただきたい。	本県では従来から、条例で保護者等への説明義務及び保護者がフィルタリングサービスを利用しない場合、書面による理由書の提出義務を課しているところであり、法改正に伴う今回の改正によって過度な負担を課すものではないと考えています。また、本改正条例では、提出する理由書等についても、契約の電子化に対応して、電磁的記録によるものも認めるように規定しており、これは、関係事業者、顧客ともに負担の軽減につながるものと考えています。
4		インターネット利用における青少年を取り巻く問題は多種多様化しており、フィルタリングの促進はもちろんのこと、利用者または保護者自らの情報の取得、及びインターネットリテラシーの向上がより一層重要となり、事業者、家庭、自治体を含めた社会全体の協力が重要である。奈良県においても、このような取り組みを支援いただくとともに、保護者及び青少年への更なるリテラシー教育・啓発活動の推進をお願いしたい。	スマートフォン、アプリ及び公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、フィルタリングサービスの利用率が低迷する状況に対応するため、本条例を改正するものであり、改正の目的や内容を周知啓発しフィルタリングサービスの利用を促進してまいります。 保護者は、青少年のインターネット利用に関して、日々進歩・変化していくインターネットに関する知識や情報を学び、保護する青少年に対し必要な教育を行い、適切に管理する責任を有しています。ついては、青少年はもとより、その保護者を対象にインターネットリテラシーを高めるための取組を実施してまいります。
5		現状は、このような条例や改正を知らない保護者や児童生徒がたくさんいるので、周知の場をもっと増やしていただきたい。一般の保護者や児童生徒たちは、困った時の相談先や、問い合わせ	

	項目等	意見等の概要	県の考え方
		<p>先を知らない場合が多いので、救済措置のひとつとして、あわせて周知していただきたい。</p> <p>ネット機器を買い与える保護者一人ひとりに責任があり、知識を付けて子どもを指導しなくてはならないことだと思う。一方で急速に普及し、生活必需品となったスマホなどの場合には、親がその最新機器や情報についていけないのが実情。知識や情報は身を守る上で欠かせないものであるから、県や販売する側が先頭に立って声を上げてPRすることが、県民一人ひとりに情報が行きわたる最短の近道だと思う。</p>	
6		<p>行政、事業者が説明してくれていても、実際は保護者の義務、責任だと思う。子どもにスマートフォンを持たせているのは保護者であり、本当は持たせる保護者が一番わかっていないといけませんが、なかなか難しい。</p>	
7	フィルタリング有効化措置に関すること	<p>改正法で新たに設けられたフィルタリング有効化措置実施義務は、フィルタリングサービスの利用にかかる有効化（設定）作業を通信契約の申込みと同タイミングにて行うことを義務付けるものであり、青少年によるフィルタリングの利用を一層確実にするためのものであると理解している。既にフィルタリングの利用の申込みを行った保護者がこのような有効化措置を希望しない場合は、保護者自ら自身の責任においてその後適切に有効化措置を行うことを確認できれば、改正法の趣旨を補完すると考えている。</p>	<p>ご意見のとおり、有効化措置を希望しない場合は、保護者自らの責任により適切に有効化措置を行う旨の書面を求めることとします。</p>

	項目等	意見等の概要	県の考え方
8		<p>保護者が、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする際に、その理由を記載した書面を携帯電話事業者等に提出する義務を規定について、これで未成年が犯罪に遭うことは防げないから。</p> <p>フィルタリング有効化措置とあるが行きつく先は政府からの検閲にもつながるので、どのようなプロセスを経てこのサイトは有害と認定されるのかオープンな場で高校生や18歳近い未成年が知る事ができる形を残してほしい。座間市の事件はフィルタリングでは防げない。</p>	<p>青少年インターネット環境整備法では、有害サイトの内容について明記されておらず、何が有害サイトかという判断は民間の自主的取り組みに委ねられています。本条例でもその趣旨を尊重し、有害サイトの内容については明記していません。</p> <p>携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスは、学年や年齢にあわせて制限レベルを設定する等、多様な形態があり、こうした内容も踏まえ、青少年がインターネットを安全、安心して利用するため、携帯電話事業者とも連携し、条例の趣旨の周知や保護者、青少年に対する啓発活動等の取組を実施してまいります。</p>
9	保護者の書面提出に関すること	<p>フィルタリング不要の申出及び、有効化措置不要の申出の際に提出する書面について、電磁的な手段によるものについても今回の改正により可能となり、保護者、利用者の契約手続きにおける長時間拘束の緩和、個人情報取得の管理の強化等、顧客の利便性向上に役立つものと考えている。</p>	<p>ご意見のとおり、契約の電子化に対応するため、保護者が提出する理由書等について電磁的記録によるものについても可能となるよう規定します。</p>
10		<p>法改正に伴い各都道府県で条例の見直しなどが進んでいる中で、保護者の書面提出義務は、具体的改善策の一つとしてとても有効だと思う。親からすればフィルタリングを外すのに手間がかかると、面倒に思うかもしれない。しかし、保護者に「フィルタリングを外して使用させるということは、それだけ大ごとなんだ」と実感してもらいたい機会だと思う。</p>	<p>フィルタリングサービスの利用は保護者が判断を下すものであり、ご意見のとおり、保護者に対して書面提出義務を課すことにより、フィルタリングサービスの解除手続きを厳格化したものです。</p> <p>携帯電話端末等の販売の現場において、条例の内容を正しく理解し、法令を遵守した形で契約が行われるよう、事業者に対する周知啓発に努めてまいります。</p>
11		<p>理由として認められないような書面を保護者が持参した場合、きちんと販売代理店側が説明し、拒絶できるかが懸念される。「理由として認められる書面」がフォーマット化され、それに署名し提出するだけとなってしまえば、形式上の手続きと成り下がってしまい、条例改正が無駄になってしまう。販売代理店の店頭で対応する店員の知識レベルや説明力に頼ってしまう部分があるのではないか。</p>	

	項目等	意見等の概要	県の考え方
12	その他	店頭での購入だけではなく、ネット上での購入の場合や、格安スマホ・中古端末やゲーム機・音楽プレイヤーなどでの利用のケースをどうカバーするかが今後の課題だと思う。	ご指摘の機器の内、格安スマホ以外の端末の中には、携帯電話回線を使用せずにインターネットに接続できるものがあり、現行法のフィルタリングサービス提供義務が及ばず、その対応は課題です。青少年のインターネット利用の実態や危険性について正しく理解し、安全に安心して利用するため、保護者、青少年に対する啓発活動等の取組を実施してまいります。
13		保護者と青少年のどちらかではなく、その両者が一緒に説明を受ける方がより効果的。販売時に説明するのでは事業者側の負担もあるので、県がスマホ安全教室を開催し、その受講済証を保護者や青少年が持参してようやく契約できるくらいの制限は必要だと思える。また、受講が促進されるよう、事業者も料金面でフィルタリングをかける契約に対して、安価な対応ができれば効果が上がると思う。	青少年インターネット環境整備法では、フィルタリングを利用するか否かは、最終的には保護者の監護権に基づく判断に委ねられるべきとの考えにあり、条例もその趣旨に沿った規定としています。
14		昨今、スマートフォンに子守りをさせる保護者が問題となっているが、自身の経験からある程度は容認せざるを得ないと思える。ただし、これが常態化し、保護者の目が届かないところで、一人で操作する子どもも増えるかと思う。その端末にフィルタリングが必要ではないか。	保護者のスマートフォンを子どもが利用する可能性がある場合、保護者自らがその端末にフィルタリングソフトウェアを導入し、有効化することが可能であり、保護者に対しても、安全に安心して携帯電話を利用していただくための啓発等に努めてまいります。
15		家庭教育・社会教育として携帯を安全に使おう講座の様なことをしても意味がないこと。 保護者にサインを貰えない子もいる。事件に遭った子の親が悪いといった、被害者が責められることがないような制度設計にするべきでは。自販機・コンビニでタバコを未成年が買えなくなったので、子どもは大人に声をかけるようになりそれで犯罪に巻き込まれる機会になっていると上間陽子の描写にある。貧困ネグレクト、社会問題を解決する方向に行ってほしい。 参考文献 上間陽子「裸足で逃げる」太田出版 木村涼子「家庭教育は誰のもの？－家庭教育支援法はなぜ問題か」岩波ブックレット	本条例は、青少年がインターネットを利用して有害情報に触れることや犯罪被害に遭う危険性を防止する有力な手段であるフィルタリングサービスを普及させ、もって青少年の健全育成を図ることをその目的としています。今後も、その趣旨にのっとり、携帯電話事業者とも連携し、条例の趣旨の周知や保護者、青少年に対する啓発活動等の取組を実施してまいります。